

平成25年第2回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成25年6月11日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成25年6月11日（午前9時00分）

出席議員	1番 岡村 広彦	2番 舟瀬 勝	3番 登 喜三雄
	4番 濱岡 裕之	5番 牧 幸作	6番 木本タエ子
	7番 八木 淳	8番 芝山 延男	9番 中森 慰
	10番 福井 秀治	11番 中井 利正	12番 中村 忠彦

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	副 町 長	縄手 一郎
総 務 課 長	八木 一夫	総務課防災担当課長	中川美知彦
政策調整室長	西岡 一義	税務住民課長	山下 弘文
福祉保健課長	坂本 裕	産業振興課長	山下 和行
建 設 課 長	北村 晴紀	会計管理者兼出納室長	岡村 哲也
教育委員会教育長	藤田 心作	教育委員会事務局長	中西 力

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	西村 肇	書 記	山下 喜市
書 記	奥田 浩一	書 記	阪口 昇吾

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 10番 福井 秀治 議員
 - 3番 登 喜三雄 議員
- 日程第2 各常任委員長 審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第31号～議案第39号）
- 日程第4 採決（議案第31号～議案第39号）
- 日程第5 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）

上程議案

- 議案第31号 平成25年度 度会町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第32号 平成25年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第33号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める

条例について

- 議案第34号 度会町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 度会町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 度会町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 度会町新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度 度会町一般会計補正予算(第7号))
- 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))
- 報告第2号 専決処分の報告について
- 報告第3号 専決処分の報告について
- 報告第4号 専決処分の報告について
- 報告第5号 専決処分の報告について
- 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について

◎開会の宣告

(9時00分)

○議長(中村 忠彦) ただ今の出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、平成25年第2回度会町議会定例会を再開いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

なお、本日、長谷川生活環境課長が公務のため、欠席いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより、一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

10番 福井秀治議員。

《10番 福井 秀治 議員》

○10番(福井 秀治) 皆さん、おはようございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告いたしました地方公務員給与の削減要請の問題について、町長に対し、質問をさせていただきます。

国が東日本大震災の復興財源の確保を理由に、国家公務員給与を平均7.8%を削

減しているのを踏まえ、地方自治体にも同じ程度の比率での給与削減を要請してきたところであります。国は7月からの実施を見込み、本年度から自治体財源となる地方交付税の減額に踏み切りました。7月からの実施となれば、6月定例会に関連議案を上程しなければならず、県内の29市町の対応も混乱している模様であります。

度会町では、いち早く削減できない旨を表明しておられるわけでありますが、受け入れを行う市町に対して、中村町長はどのような感想、あるいは意見をお持ちか、お聞きしたいのであります。

国は、給与削減を要請としながら、自治体に配分する地方交付税の減額に踏み切っており、交付税に大きく依存する自治体にとっては、財源不足に陥る可能性があり、給与削減か、行政サービスの低下かを迫られれば、給与削減はやむを得ないと語る首長もおられます。

度会町では、当初予算編成の際、ある程度の交付税減額は見越してあり、急激な財源不足にはならないと思いますが、厳しい状況であることは間違いのないと思われま

す。ラスパイレス指数が101.1であります度会町ですが、ラスパイレス指数そのものにも、いろいろ問題がありますが、数字は数字であります。一般住民は数字そのものを見るわけであります。今回の給与削減に当たり、行政を受け入れる市町は、ラスパイレス指数が105.7で、この100以上の5.7%を削減するとなっております。

度会町においては、その1.1%を給与削減することを考えられなかったのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。私はこの国からの要請を拒否することによって、何らかのペナルティーがあるのではないかと危惧するものであります。といいますのも、政府は6日経済諮問会議を開き、経済財政運営の指針、いわゆる骨太方針の素案が提示されました。その中で、地方の行政改革や地域活性化の努力を査定し、頑張る自治体に交付税を重点配分するという方針が示されておるからであります。

今回の件、そして、臨時職員の異常な時間給の高さが、今後、国からの査定に大きな影響を及ぼすのではないかと心配するものであります。

それらを含めて、町長の考えをお聞かせください。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） 皆さん、おはようございます。御苦労さまでございます。

早速でございますが、ただいまの福井議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず、国は、福井議員さんが御質問のとおり、財源が非常に厳しい状況ゆえに、東日本大震災の復興財源を確保するという趣旨のもとに、国家公務員の給与引き下げという、細かいことはあるんですけど、平均で、まず7.8%という雑駁な措置が

決められまして、平成25年度の地方交付税もスタートをするのに、各自治体は予算のスタートを切っておりますけれども、その自治体への減額を行うと、ここには議員さんと言われるように2.2%、これを我々いろいろ精査していったんですけど、なかなか国の、この2.2%ちょっと不透明なという真意がわかりにくいんですけど、交付税措置においては、いろんな積み重ねをしながら計算しますので、度会町もどこまで影響を受けるかというのが、非常に県ももちろん国の方も不透明を残しているんじゃないかと思いますが、こういう一律ではそういった目標として2.2%をカットとしたと。単純ではそういう金額の計算というふうになります。この趣旨を理解を求めべく各地方自治体に地方公務員給与の削減を、やはり国の痛みは地方の痛みもやっていただきたいという要請をされました。この件につきましては、期間がまず限定されるということで、平成25年7月1日から、もう既に6月議会上程をせないかんの、もう7月1日から実施ということで、この辺の狭さというのはいかななものかと思いますが、いずれにしても、国の一つの指示でございますので、これから平成26年3月末までの9カ月間の実施を踏まえて、この6月定例議会の各地方自治体への上程ということで、各自治体がそれぞれ皆さんの実情を持ちながら、我々もそうですけども、苦慮しながらの検討をされているところもあるし、また、まだまだ結論が出ないところもあると思います。

その点で、当町としましては、国の今回のとられた措置につきましては、国の実情から全く理解がしがたいということは、これは言い切れないとは思いますが、我々、一応、自治体にとりましては、いろんな歴代政権の中での地域分権から地域主権、そしてまたは、今後は地域分権という言葉に、また戻っておりますけども、そういった地域主権というような言葉の理解といたしますか、それを踏まえていきますと、やはり地方交付税の各地の、我々の固有財源であります。したがって、住民の皆さんへのサービスの低下に即、つながるんじゃないかと、という懸念は議員さん同様、我々もやはり同じように考慮しております。

特に、度会町は、財政力指数が非常に低うございます。数字からいきますと、それで依存財源の比率も非常に高いということで、当町においては、まことに、私としては遺憾に国の施策は思っております。当町も平成25年度予算への影響、それから住民の方々への住民サービス、行政サービスの低下等、いろいろ悩みながらも地方としての分権、先ほど申し上げました自主性の角度から検討し、県や各市町の動向を、今までも注視しながら模索をしまいいりまして、結論をすることになりました。

まず、当町の結論から申し上げますと、給与の削減は、議員さんのおっしゃるよう实施方式をしないという方向でまいりたいと思っております。議員さんのおっしゃるように、いち早く表明したと書かれていて、ある一部の新聞が非常に何市何町でと

いう、細かく事わけをして報道されたんで、あれを読まれてのことかと思えますけれども、決して、いち早くということでは思っておりません。しっかり苦慮した上で結論だと思っています。特に、その根拠になりますのは、去る5月30日に町村会と、その三重県の15町で集まった各首長の意見交換会を行ったんですけども、そのとき内容は申し上げられませんけども、各町の自主性を尊重して、独自で対応を行うということで全て、15町が意見の一致をみております。そのときに、私としては最終的な結論に、我が町がこうすべきだというのは至ったというのが、そのときであったのではないかと思います。

それでは、当町が実施しない方向を決定しましたということについては、我々独断でというわけにもいきませんので、やはり議員さんがおっしゃったように、まず、議会の皆さん方や、それから住民の皆さん方への御理解が十分に得られるということが前提となりますので、これが十分に得られる説明になるかどうか分かりませんが、この議会をちょうど議員さんの答弁をいただきながら、首長として私なりの説明を今からさせていただきたいと思えます。

まず1点目につきまして、当町が踏み切らないという理由でございますが、当町は国からの行政改革に基づきまして、先鞭から平成17年度からずっと人件費の削減の努力を積み重ねて、住民の皆さんにはなかなかわかりづらいとか、こういう面がありますんで、いつもは、いろんな役場の職員云々という御批判とか、御意見はずっと頂戴はしております。改善を進めるような努力もしておりますけども、そういった中でも、行政事務としてのやはり効率化を目指して、そういった努力も積み重ねていただいて、行革も頭に入れて進めていって、当時、平成17年に118名の職員がおりましたけど、その体制から平成25年度4月1日時点でございます、若干の異動はあるということで、前提でございますけども、93名の職員体制になっております。人員削減のそういったことも、住民生活の向上、生活サービスの向上を目指して、まちづくりを推進しておるところでございます。

また、今年度の平成25年度には、ちょうど適正な定員の管理計画を5カ年計画を立てまして、90人体制、職員90人というのを、まず基準にしまして、業務の効率化、行政サービスの向上に取り組んでまいり所存でおります。小さな自治体なりに、独自性・自主性を踏まえて行革に取り組んで、それなりの成果も出ているのではないかと判断でございます。これが、まず第1点でございます。

それから、2点目は、先ほど御指摘のように、職員のラスパイレス指数。これはもう私も議員さんと同じで、いろんな決め方によって、非常に大きなところが計算が非常に自主性と近いようなが数値が出ていますけど、我々のような小さいところは、不利な点もあるということは事実でございます。しかしながら、これは国から一応、国を100として考えて、そういう指数をということで上からきておりますの

で、あえてこのことを判断したいと思いますので、29市町の中で、我がまちは、隣の大紀町さんとともども、この水準が一番低いというのは御存じかとは思いますが。

そして、また今回の国家公務員の給与カットの7.8%をやった上での指数を置かえてみますと、国家公務員を100としますと、うちと大紀町さんが101.1というようなことで、議員さんがおっしゃったように1.1%の水準が上に上がっています。志摩市の105、あるいは川越町の105以上のところというのは、やはり財政の実状も違ってまいりますので、決して、参考にはしにくいんですけども、我がまちとしては、そういった低い水準でありますので、町行政に携わる構成員として、人員削減の努力を行ってきて、この数値を考えますと、給与の削減要請に、国の要請に応じることが、今の現在の職員の仕事への意欲とか、それから職員の士気の低下ということも、逆に考えていかなければならないというのが、私の首長の立場と思います。決して、擁護するわけではございませんが、特に、将来、今後、まちづくりをしながら将来を目指す若手・中堅職員にとりましては、当然、人材の育成という観点からも、長い目で見て一歩、一歩という、私、言葉よく使いますが、そういった意味で、今回の国の措置には残念ながらお応えできないという苦渋の決断をさせていただきました。

それから、3点目、「住民の生活への行政サービスの低下」への影響が懸念されるというのは、御指摘のとおりかと思えます。しかし、全くないとは申し上げられませんが、私としては、この1年間に住民の皆様方には、極力サービス低下につながらないように、執行部・職員が一丸となって一年間を乗り切って努力してまいりたい決意であります。

それから、3点目につきましては、かぶりますけども、平成25年度の当初予算というのは、既に皆さんに御承認をいただき、編成してスタートを切っております。町にとりましては、地方交付税の減額というのは非常に、先ほど言いましたように、依存財源が高い町ですので、痛手は大きいんですけども、私としては住民の皆さんへの極端な悪い影響は出ないと考えております。なるべく先ほど言いましたように、低下をしないような努力をしてまいりたいということで、この1年間を住民の皆さんの立場で言えば、家計簿と考えまして、その家計簿で皆さん方も苦しいときは夫婦中心にお子さんも入れて、やりくりという言葉をよく、やりくり家計簿という言葉もよくございましたが、今回、この一年間、私はこの家庭の家計簿と同じように、私がいつも言っている職員にもよく申しますが、創意と工夫という言葉によってやりくりをして乗り切っていくという意志で、まちづくりに取り組んでいきたいと、このように思います。

以上のような、三つの理由と申しますか、ほかにございますけども、これはもう国のほうへの批判につながる意見になると思っておりますので、これは避けたいと思いま

す。やはり国は国なりの方針を、私は評価すべきだと思っていますので、そういったことで、我々としては、地方の独立自治体として実施をしないという三つの点に絞らせていただきました。

それから、次に、遅れましたけども議員さんの肝心な質問、後に回してしまいましたけど、今からその議員さんのお尋ねなんですけど、全体の中でこういう実施できないということの中の議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目でございますが、「受け入れ市町に対する私の意見を聞きたい」ということでございます。29市町ともできれば、私どもも含めて、国の要請はやはり、ふだんから持ちつ持たれつですんで受け入れたいというのが、恐らく各首長の本当の思いではないかと推測はいたします。また、「受け入れ検討中の市町」、それから「先送りをして今後、まだ引き続き検討をされる市町」、それから「当町のように受け入れを丁重にお断りをしなければならない市町」多岐にわかれております。29の市町が。したがって、それぞれの地方自治体が独自の実情や財源・財政状況のバランスを考えて苦慮されていることとお察しをしておりますので、当町は地域主権・地方分権の独立自主性に基つき、くどいようですが独自の判断をいたしましたので、したがって、他の受け入れられた市町への、私のコメントは何もございません。

それから、次に、地方交付税の減額というのは、先述いたしましたようにまことに遺憾に思っております。痛手ですが、9カ月間ということでございますので、国の短期方針として、国を信じて住民サービスの低下が出ないよう、我々としては、先ほどのやりくりの内容としては、基金を取り崩し、通常年度でもこれは行っておりますが、また必要であれば歳出の、これからの補正についての抑制努力というのもしながら、町の対応としてはやりくりをしていく決意であります。

それから、最後に「ペナルティーがあるのでは」という質問がございました。国が決定した以上、これをあえて反するわけですから腹をくくっておりますので、国が地域主権を尊重されることを切に期待をしながら、言いわけせずにペナルティーは考えずに、まちづくりを皆さん方と協議をしたいと、このように考えておりますので、一つよろしくお願いたしたいと思っております。

最後になりますが、住民の皆さん方の行政や議員に対する目線というのは厳しいものがあります。ちょっとこれ表現が間違えました。議員に対するじゃなくして、住民の皆さんの行政に対して、非常に目線が厳しいということで、議員さんのほうも厳しい目線があると思っております。したがって、今後、この給与カットを実施しないと決めましたけれども、そのターゲットとなります職員でございますが、職員の資質の向上と、それから職員の住民の皆さんとの接し方、これはよく投書をいただいております。何もしゃべらず答えないやないか、入っていても知らん顔するやない

かというようなところの、いわゆる住民サービスの接し方、それから、職員研修というのを、これはもう1ステップ、2ステップ、新人、中堅職員、ベテランの職員が自治体に入って行う研修や、また今年私が始めます関係機関団体としての自衛隊への職員の全員の派遣というようなことで、そういった議員の研修の継続を、内容も考えながら、今後も実施を行うことによって、住民の皆さんから信頼される職員像を目指して、内部体制の充実化というのを、1日一步を着実に進めていく努力をしてまいりたいと思っております。

今後、議員の皆さん方の御協力と御支援をお願いして、「地方公務員の給与削減に対する町の対応について」もぜひとも御理解をいただきますように、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 福井議員。

○10番（福井 秀治） 御答弁ありがとうございました。

これは、本当に悩ましい問題でありまして、問題について三重県の鈴木知事は、そもそも地方交付税は地方固有の財源であり、国が手を突っ込んできて削減するのは、大変遺憾であると言われております。

それと国による実質的な地方公務員の給与への介入は、地方自治、先ほど町長も言われましたが、地方分権に逆行しているものと思っております。

7月下旬には、今年度の地方交付税の交付額が決定される見込みであります。それが決まってしまった以上は、現実的な対応も考えなければならないのではないかなと思っております。

職員の方々も、町長の意向を十分汲み取っていただき、さらなる行政改革、地域活性化に向け頑張ってくださいませよう、お願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中村 忠彦） 以上で、福井秀治議員の質問を終わります。

続きまして、3番 登喜三雄議員。

《3番 登喜三雄 議員》

○3番（登喜三雄） 登喜三雄でございます。

議長の許可をいただき、町長に度会町政の進路について、御質問をさせていただきますと思います。

質問させていただきます項目につきましては、3点ございます。

一つは、現在の風力発電事業について。

それから、農業の成長戦略について。

さらに、3点目につきましては、自立する行政組織のあり方について、この3項目につきまして、度会町政の進路につきまして、町長の考え方を聞きたいと思いま

す。

さて、私たちの任期もちょうど中間点を迎え、あと2年となりました。私は、去る5月24日、広域基幹林道・麻加江小萩線を経由して、一之瀬川筋、宮川筋の町内をめぐってまいりました。そこには、森林と農地と清流環境に生かされ、営々と続いてきた「わたらい人」との生活が息づいていました。しかし、少しずつ世の中は変化しております。再生可能エネルギーへの転換、獣害対策に苦悩する米づくり、後継者難の茶業の姿が写し出されてきました。

それでは、1点目の質問に入ります。

風力発電について、お伺いをいたします。私も福島原発のメルトダウン、それとともにウラン、プルトニウムの使用済み燃料をはじめ、原発廃棄物の処分を考えたとき、今の人智ではコントロールできないものとして、エネルギーの転換が必要であると考えるものの一人でございます。

そのような中で、町内に二つの計画が進行する風力発電について、町は推進、促進の意思を表明し、このうち一つの計画地においては、集落が保有する共有林、すなわち生産森林組織との協議の経過が報告されているものの、そのほか技術的、科学的に裏打ちされた課題解消への行動が見えてこない。むしろ、静観しているように感じられる。一般町民の方からもこのような声が聞こえてまいります。

事業者の開発行為の手続を待つのが、手順だとしても、もう5年以上の時間が過ぎようとしております。事業者の行動を促し、少なくとも次の事項における度会町としての開発許可基準的なものを定めにかかする必要があります。それぞれの項目について、町の備えをお尋ねいたします。この備えの過程において、場合によっては事業者の計画変更を指導することも必要になってまいります。

まずは、保安林の解除について、お伺いをいたします。

森林法第25条に定める保安林の種類は、水源の涵養、土砂災害の防備等、17種類がありますが、計画地における指定の状況はどのようになっていますか。

また、解除等の手続は、公益上の必要が生じたときとする26条を適用するのか、34条の保安林内の作業許可とするのか。すなわち地権者や集落の賛同を得るためには、いずれにいたしましても、度会町の考え方がまとまっていないとまずいと思いますが、いかにお考えですか。

次に、基礎部の地質と山地災害対策について、お尋ねをいたします。

私は、当計画地域は、過去に度会町で発見されました鉱物、「磁硫鉄鉱」「黄鉄鉱」の鉱物調査から、中央構造線の影響を受ける地域にあると想像しております。一つの計画地では、約2ヘクタールに及ぶ敷地造成に向けて、既に地質調査が進んでいますが、事業者から報告を促し、基礎工事工法における山地災害の防止策を検証する必要があると思います。

次に、低周波、超低周波と人体への影響について、お伺いをいたします。

ブレード音や、ギヤー音は、私たち町会議員も体験をさせてもらってまいりました。しかし、一部の人々が心配される聞こえない領域での低周波、超低周波と人体への影響について、国の環境省の公式見解はどうなっているのか。その情報を町民の皆さんに公開することが必要だと思いますが、いかにお考えですか。

次に、林道改良の工法の検証について、お伺いをいたします。

重量物、長尺物の搬送のための林道の局部改良が計画されております。安易な改良は、法面の保護に多大な投資が必要となってまいります。維持管理の時代を迎えるに当たりまして、なるべくいじめない林道改良、そのような計画が必要だと考えます。度会町発の、初めての技術として、軽量化、短尺化を指導できないのか。これが日本の技術力の評価にもつながるものと思います。

風力発電最後の項目といたしまして、水道水源保護条例における審査について、お伺いをいたします。

当然、この風力発電施設は、町条例の規制対象事業場になるものと思われま。町の審議会の立ち上げ等の準備はどうなっているのか。

以上の点について、町の方針、町政の進路についてお伺いをいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、ただいまの登議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

三つございますけれども、まず1点ずつということでございますので、まず、風力発電につきましてですけれども、現在、町内で民間事業参加主体として行っております。進めております風力発電事業は、法人事業の二つとなっております。

まず、議員さんの発言の中で、町は静観しているように感じられると、住民の皆さんの、一部のそういう声が聞くんだということは、それは当然、認める立場からしますとそのような考え方もあるんじゃないかと思うのが、風力発電の進みぐあいが、一見早く見えているようですけど、やはり環境アセスとか、先ほどもろもろの課題を言っていただきましたけど、これをクリアするための時間というのは、かなりのものと、早くから私が申し上げていることございまして、その答えに対して、私は静観しとるのかと言われると、ちょっと答弁として非常に当惑をします。

町としての私の風力発電事業に対しての対応のスタンスというのは、二つの業者につきましても、同じように公平で終始一貫をしているものと認識をしております。推進ということには変わりはありません。したがって、推進をしてもらうのがいいなという町民の皆さんにつきましても、決して静観はしておるわけではございませんというお答えを申し上げたいと思います。

また、反対をされている方もお見えになります。これはこれでまた、それなりに

度会町を心配して考えている方々の御意見、これも尊重しながら、お互いに表裏一体で推進という形を進めていきたいと、このように思っています。

風力発電というのは、前も申し上げましたけど、メリットとデメリットというのが、当然ございまして、どちらが多いかという問題点が取り上げられますけれども、リスクを伴うということが必然だと思っております。特に、風力発電以外でも、新しい事業というのが、やる場合は必ず最終的に大体このようなというふうな基本構想像が浮かび上がると、住民の皆さん方には、当然、次の将来への懸念とか、不安というのが除かれるというのが、どの事業でも私は同じだと思っております。そういったことで、リスクというのは、必然であろうと思っておりますが、ただ、一番大事なことは、その地域のリスクを考慮しながら、地域の活性化とのでんびんというのを、いつもかけるようにしております。そのリスクの改善が、町の自力的に可能であれば、当町が改善をしていきたいと考えております。地域活性化のためには、メリットの部分信じながら、基本的には先ほども言いましたが、ベースとしてはスタンス変わりませんところが、ここなんですけども、度会町の自然の豊かさの中で、自然の保全と開発のバランス感覚を十分考慮して、慎重かつ冷静に一步一步、いつも一步一步申し上げますが、私の信念でございますので、一步一步土俵をしっかりと前進あるのみと思って、粛々とこの風力発電を取り組んでいきたいと考えております。

まず、この二つについての風力発電の動き、状況でございます。これ、住民の皆さんもわかりづらいという御指摘もございまして、あえて分けて、細かいことは申し上げますが時間の関係上。

まず、一つ、度会町と南伊勢町にまたがる一之瀬流域の風力発電事業は、現在目立った動きはございません。業者の動きがあれば、議員さん方には、逐次、今後とも報告と説明をさせていただきたいと思っております。

それから、宮川流域での注連指から小川地区にかけての発電事業は、地域への説明会等を現在、進行中で経ながら、着実に事業が進んでいるという報告を受けています。議員さんが言われる、今から「保安林の解除」、それからいろいろほかにページは云々といったことは、今後の事業展開の中で、国や県の支援の協力を得ながら、当町が協議していく課題だと思っております。水面下では、知識と勉強を怠らずに学習をやっていくように、担当課には指示してございますが、現段階ではそれぞれの回答については、答えは控えさせていただきたいと思っております。

ただ、さわりの部分で、時間の関係上、申し上げるとしたら、私の答弁ではもう控えさせていただこうと思っておりますけど、登議員さんが丁寧に四つのことを、それぞれの質問で今言われましたので、アドリブではございますが、若干お答えしておきたいと思っておりますが、その中で、まず、第1点の保安林の解除は、これはやは

り私が今言いました、国と県の指導を仰ぎながらということで、度会町にできることがありますけども、度会町としては推進の立場でございますので、町民に危害とか、リスクが伴うような条項は、カットをしていただきたいということは申し上げるつもりでおりますし、漠然でございますが、その規定そのものについては、全国の一般の風力発電の国や県のいうことに従うべきところは従わなければならないと思っておりますので、保安林解除については、これからの段階だと思っております。保安林解除につきまして、私が動いたのは過去に1回だけございます。それは、国の、今言いましたように全国的な視野に立って、保安林解除を申請の手続をうちの業者でなくても、ほかの業者が出したときでも、非常に遅い、迅速化になってないということで、もっと簡素化にするか、様式を。迅速化にしてほしいということをお知らせから通じて、国のほうへ申し上げていただきました。それは改善されたんじゃないかという回答出ております。

それから、基礎部の地質と山地災害対策というのは、これはもう当然つきものですので、業者がしっかりとやっていくという方向でおります。

それから、低周波と人体への影響というのは、これも環境省のほうへ議員さんの代表として議長さんのほうからも、環境省のほうへ基準を、いわゆる頭が痛い、気色が悪いんやと、これはざわざわするけども騒音とプラス風力のせいやないかと思われながら苦しんでおられる方が、少数ながらもお見えになるというのは事実ですので、国としてやはり基準を、ヤードの風車の部分から何メートルぐらい、何キロメートルぐらいの、あくまで基準というのを立てないから、こういう騒音か、低周波かわからないような議論になって、医者も医学的にも、科学的にも根拠がないというような形にしているんだということで、とりあえず、これは各業者とも自治体が、自治体もほっとくわけにはいかないというのは当然でございますので、住民の健康の安全ということを守りたいということで、対応はしっかりとやっていることは聞いておりますけども、環境省のほうでは平成25年度にはそういうのは絶対のものでなくても、つくらせていただくというような回答をいただいておりますので、今現在、ウェイティングの状況でございます。

それから、林道改良の工法につきましては、これは当然、林道を改良しながら、崩落の心配とか、あるいは残土の問題とか、そういったこともやっていきたいということで、これからの協議の対象ではないかと思っております。特に、議員さんが言われたように、度会町が日本で初めて軽量化の云々というようなことをやったらどうやというの、非常にいいことだと思いますけれども、その中で、業者のほうもいろいろ風力に対するデメリットについての改革はしておるとも聞いておりますので、こういった軽量化の中でも、そういったことも踏まえていきたいと思っております。

それから、最後の水道水源保護条例における審査ということでございますが、これは風力発電がなくても、水源を守る、水源環境を守るという動きもございますので、町としては、水源の保護条例の審査委員さんを指名して、年に1回ぐらい会合を開いておりますので、やはりそういう度会町にこういった水源に対しての汚染とか、そういうおそれがあるとか、危害を及ぼすような予防的なものというのは、年に1回そういう場で、私も挨拶をしながら、時のそういう事件があれば皆さん方に申し上げて、そういう協議を設けていただく、場を設けていただくということになるかと思っております。したがって、風力発電も、私がよくいう富士山の何合目まできたところでは、決しておくれずに、焦らずそういうものを水源条例委員さんに投げかけをして、御意見をいただいて賛同をしていただいと心には思っております。これが議員さんのいう備えであれば、そういった備えをしておると、私自身は思っております。

以上、申し上げましたが、まだまだ時間があれば、もっといろいろな、かみ砕いて言いたいんですが、それを私とあなたで時間をとるわけにもいきませんので、また今後とも一つ、御協力をいただきたいと思っております。

そして、また町として、メリットということはあえて、あまり言わなかったんですけど、風力発電事業というのは、やはり先ほどの福井議員さんのお話にもございました。脆弱な我々の体質が、ああいう国の議員さんおっしゃいました。少しずつ変化をとっておりましたが、私はテンポの速い時代ではないかと思っておりますので、そういったことに極力対応するためには、自分たちが自分のまちは自分でつくっていかなきゃならない。自分が守っていかなきゃならないということのもとに、財源収入の確保を、非常に私としては工場誘致の約束を公約で努力をするといいたいながら、まだ実現していないのが、心痛いんでございますけれども、この国の施策にある再生可能エネルギーの政策、議員さんがいわれたエネルギー政策の転換ということの、これに急変があったり、業者の理由で取りやめとならない限りは、地域住民の皆さん方のメリットと、地域貢献度を知って風力を進めていきたいと、このように思っておりますので、一つまた今後ともよろしくお願いをしたいと思っております。

また、財源収入の確保は、第3回のふれあいトークを1月から始めましたが、その中で地域の各皆さんの中で、少数の意見の中で、町長こうやないかという意見の中で多いのが、「財源を収入を確保せないかんやないか」「財源も収入も確保するのはどういうことなんですか」と逆に質問を投げかけますと、皆さん方は必ず、第一声に言われるのは、「固定資産税が入るやないか」という、工場誘致やろうということを言われます。したがって、風力発電が事務所が存在が見えない。会社が来ない。ただ、ヤードが建つだけだといっても、あそこには収入の確保というのが幾らとは申し上げません。とらぬ狸の皮算用でございます。実現してきましたら、ど

れぐらいいっているか申し上げますと思いますが、そういった収入が、地方の財政を助けていただくきっかけにもなり、これが活性化につながるんじゃないかという事で、推進を進めておりますので、一つ御理解いただいて、今後、粛々と進めてまいりますので、ゴールがあれば、しっかりとゴールを目指していきたいと思っていますので、御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 登喜三雄議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

町長の意欲、意思については、よくわかりました。

ただ、私が申し上げたいのは、今現在、宮川筋の計画地におきましては、事業者が各集落の同意を求めて説明会を、2回目の説明会を開催しております。やはり地権者の皆さんや、地区の同意をいただくとするならば、私が先ほど申し上げました。少なくとも数点の項目について、町はこのようなスタンスで、このような検討を行っている。そのような情報が少なくとも区長さんとか、地権者の皆さんには伝わるようにしていただきたいと、そのように要望させていただきたいと思っています。

ほかにも、環境林における施業計画の見直しとか、希少動植物の対応等、いずれについても、怠りのないような準備をお願いいたしまして、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目の質問は、農業の成長戦略についての度会町政の進路のことです。政府は、成長戦略の一つとして、農業の所得倍増を目指し、地域に点在する農地や耕作放棄地を集約し、大規模化するため、現在の都道府県が運営する「農業公社」から農地を手放したくない農家でも参加できやすくする、仮称なんですけれども、「農地中間管理機構」を都道府県に整備する方針を示しました。

農地は生産しやすいように数千億円の予算をかけて整備するといいます。度会町の水田農業、茶業及びイチゴ等果菜農業の進路につきまして、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

まずは、水田農業です。度会町農業再生協議会というのがあります。中村順一会長は、25年産水稻の作付計画を示しました。これによりますと、25年産米の作付配分面積を281ヘクタール、水田面積の約60%とし、一方、転作面積は184ヘクタール、水田面積の裏返しで40%です。一方、24年度の個別補償制度交付金につきましては、個々の農業者へ約300万円、二つの営農組合と一つの農業法人へ約560万円、合わせて860万円であったと報告されました。

また、農林業センサスによりますと、度会町の総農家数は769戸、このうち自給的農家、副業的農家といわれる、いわゆる兼業農家が約83%と報告されております。また、米の産出額は3億1,000万円だそうです。これらの数字から、何が

見えてくるのか、いまだに40%の減反に努めながら、3億1,000万円の米販売額を2倍にするにはどうしたらよいのか。そんな単純なことでもないようでございます。大半を占める度会町の兼業農家に後継者は少ない。現在の高齢者農業をやれるところまでやる。あとはわからない。これが度会町の多くの農家が持つ未来像だと思います。

そこで、度会町の水田農業の進路を、町長はどのように描くのか、お伺いをいたします。

また、茶業、果菜類農業の進路についても、お伺いをいたします。茶の栽培も後継者難、また一部の地域では、先の宮川の大洪水により、泥砂が枝葉部、枝葉の部分まで堆積し、栽培の不適地化が進んでおります。

また、共同茶工場再編の希望の砦であった、農協さんに投資を願った再編工場におきましても、茶価の低迷等経営コスト面から受託栽培の難しさが伺われるようになってまいりました。そのような声が聞かれるようになってまいりました。需給バランス上、作れば売れる時代は終わったのか。さて、町長は「度会茶業」の進路をどのように描くのか、お尋ねをいたします。

もう一つ、統計上、野菜、果菜類、果実、花き、イモ類での農業産出額が約2億円と報告されております。米、茶以外の作物として期待される所です。町長は、ブルーベリーに力を注ぐなど、新しい提案をしておられますけれども、これら果菜類等の今後の進路についても考え方を、お伺いしたいと思います。

以上、政府により新たに提案される、まずは「農地中間管理機構」への度会町の取り組みとともに、今後の町農政の進路について、お伺いをいたします。よろしくお願いたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの登議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

2番目の農業の成長戦略という、度会町の進路、度会町の農業の行方はどうなっていくという御質問だと思います。大変難しい質問で、回答になるかどうかはわかりませんが、私の思い、考えを述べさせていただきます。

まず、農業のいろんな課題がございます。この中で、今後のまちづくり事業の中で、農業部門をどのように位置づけてやっていくのかというような質問だと思います。

御承知のように、安倍政権のもとに、国策として農業の所得倍増、どこかで聞いたような倍増計画の話、懐かしく、これを聞いておりましたけども、登議員さん、ちらっとおっしゃいましたが、そう簡単に農業は所得が倍増するというようなわけが、安倍政権に対して申しわけないんですけど、思っておりますが、ただ、こういう政策を出していただいた以上は、しっかり私も大きな期待を寄せて、自民党政権

の、この農業政策を、今までの農業政策よりも転換をされるかどうかというところを見詰めていきたいと思っております。

ただ、農業というのは、環境というのは、非常にもっと一段と厳しくなっているのが事実でございますし、非常に国のほうも、中身のある対策というのは、私は今までもなかなか苦慮されておるのではないかと、それで決定打というのはございませんし、当町も、私もいろいろ試行錯誤をしておりますが、悩むだけでなかなか決定打が、残念ながらございませんが、ただ、これは避けては通れないので、地域的な視野に立って、農業の振興というのはまちづくりの一環で進めていかなければならないと、これは思っております。

そんな中で、いつも私一つ、一日一歩、日進月歩、着実、一つ一つ、創意工夫という言葉をよく使っておりますが、これはもう自分自身をむち打つためにも使っていて、町民の皆さんが、あるいは役場の職員、そして議員さんらが、理解をさせていただいて、先ほどちらっと言いましたんですけど、ここの原稿には書いてございませんが、自分たちのまちは自分でつくるんだという気迫と意欲と意識を高めてもらいたいなという気持ちで、あえて申し上げておると思っております。

その中でも、やはり実践農業というのをやっていかなきゃならないということで、今年度に限りましては、今年度におきましては、私もちょうどマラソンでいうと折り返しの地点が間もなく近づいてまいります。そういった中で、当初予算で集約化農業の推進ということで、これはもう国が認めた政策の方向の中での推進と思っておりますのも、予算を計上して、微々たるものではございますが、大型化、成熟化する機械化農業において頑張っておられる認定農家の皆さん、あるいは集約化の法人の方々を対象に、町単事業として国県の交付金とか、補助制度でなくして、微々たるものではございますが、農業機械の購入の助成金制度を創設をさせていただきました。まだまだ周知ができてないのを、ちょっと残念に思っておりますので、担当課にもまた言って周知を広げたいと思っておりますが、一気に担当課の問い合わせがにぎわってしまえば、うれしい悲鳴になるかなとは思いますが、内容を吟味されて、限りはございますけれども、積極的にこの制度をどうか、農家の皆さんは活用をしていただきたいと、このように思っております。

農業の進路というのは、国も県も自治体も長い低迷、農産物の価格の低迷、そして、迷路というのは遠慮ながら、諦めずにこのような問題にぶつかって押し進んできているのが、今後も周期的な農業への復活の道だと考えております。

まず、水田農業につきましては、これは国の動向を中心としたTPPの交渉の先行きも見きわめながらいかなければならないのではないかと思っております。特に、水田農業は先ほど言われましたように、国からの方針のうち水田再生農業という形の中で、一つの枠の中で動いておりますので、非常に新しい政策をとというのが、

どうしても頭が天井を打っていくんで、難しなっているのが一つの水田農業、米作でございます。しかしながら、これはやはり地域でする特産物の一つでもございませし、やはり国の施策だけのおりではなくして、独自の展開も持っていかなきゃならないというのは、認識をしておりますので、今後そういった政策をこういった農作で進めてまいりたいと思っています。

それから、議員さんのおっしゃる茶業とイチゴというのは、地域特産物だと思います。これにつきましては、国の保護政策、地域それぞれが知恵とアイデアを出してやっていく地域の産業だと思っておりますので、捉え方はちょっと私も違ってきます、米とは。したがって、この地域の特産物におきましては、この私がやっているブルーベリーもそうなんですけども、ブルーベリーはもともと荒地ができるのを、耕作地を防ぐための起爆剤になったらいいなと、それが地域の産直化になって、販売もうまくできて、これからの農業のそういう市場の価格の変動についていけるようなものになればいいなということで、4年目になっておりますが、そういったブルーベリーも含めまして、全て県のそういう協力がどうしても不可欠でございますので、県の指導の中で、いいことを言っただけのことになれば、要件が伴うようなところもうまく、そういう交付金を活用しながら、特に、この特産物につきましては、米も同じなんですけれども、担い手と後継者というのは、私も30代から叫び続けている永久の、永遠の課題だと思っております。したがって、各地域には、特に中山間地域にはそういった兆候も見られつつあるのではないかという時代に到来していると、私は認識をしておりますので、そんな中で、やはり農業に対する担い手、後継者のリーダーの発掘というのは、やはり諦めずに続けていかなければならないと思っています。

また、同じ人と金と物の要る事業につきましては、農産物そのものの新商品の開発、いわゆる既存制度に基づくようなものばかりではなくして、特に、度会茶なんかでもそうですけど、緑茶の伝統は守っていかなければならないというのは、私は非常にこだわりをもっておりますが、緑茶だけで伝統を守るだけではなかなかこの時代テンポが速いので乗り切れませんので、いろんな商品開発を含めた同時のやり方で、特にそういった一方ではそういう認定農家さんが頑張ってください、集約化法人さんが、みなし法人から本当の法人として独立をしていただけるような支援を、これから頑張ってくださいいかなければならないと思っております。それが、今のいわゆる6次産業化のほうへ栽培から直売といったようなところへつながっていくんじゃないかという模索を、これからも続けてまいりたいと思います。

そして、また安全安心な農産物の核となる消費者、そして消費との結びつき、こういった努力をやはり行政が手を差しのべて、民間では限界があるというところを、民間のよさのところを入れながら、支援をしていくという形をとる政策を進めてい

きたいなと思っています。そういったことが、今後、我々の中山間地域の小さなまちの、決して身の丈相応という言葉ばかりいいますけれども、背伸びをせず、進路を方向していくところだと思っています。

したがいまして、中山間地域である、この耕作地域のペースには、非常に小さい、先ほど議員さんがおっしゃられたように、兼業農家が8割を超えていると、昔でいえば出稼ぎ農家、これでも子育てをしてやっていた時代があったわけですが、それが非常に夢物語に今なっているところでございますが、そういった当町としましては、大規模の集約化農業の推進と、もう一つ同時に、小規模農家を中心とした、先ほど漠然と申し上げました中での農産物の出荷を考慮した農産物価格の安定と、内需の消費の確保を目指す、販売拠点づくりの農業を今後、また水面下でも進めていきたいというふうに、二刀流の大規模と小規模農家を進めていかなきゃならない価値が私の持論でございますので、これはもう最初から皆さんに上げていただいたときから変わってございませぬが、なかなかこれを進めるのが、非常に難しゅうございませぬが、何とか頑張っって少しでも一步一步進めていきたいと思っています。

今後とも、また登議員さんをはじめ、議員さん方から、これからは議員さん方のほうも一つ、執行部やっているからこれに対してこうやということだけやなくして、同じ次元に立っていただいてチェックを、アイデアを農業振興であれば、ヒントでもよろしいんでいただくと、うまく私どもの政策とかみ合っって、住民の皆さんの利益につながるということもございませぬので、今後は一つ御審議いただきまして、特に、私も農業出身でございますので、私なりに少しでも中身のある農業政策というのを、とにかく実践農業というのを手がけていきたいと思っていますので、2年だけではなかなかいかない。もうかる農業という言葉もよく聞いておりますが、当然、農家が幸せになれるというのは、もう誰が考えても一つだと思っています。農家の所得が向上することだけかと、そこにいろんな形容詞が表現されて、理念とかそういうことが、して模索が続いていると思いますので、私としては、実践農業の実現に向かって一步一步進んでいきたいと思っていますので、一つまた御協力のほうをよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登喜三雄議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

理念のところ、基本的な考え方のところでは、よく理解ができるお話をいただきました。ただちょっとかみ合いが悪かったのが、国が決定した都道府県に「農地中間管理機構」を設置するんだと。これは決定事項でございます。このことにつきまして、私はやはり83%の度会町の兼業農家、これはええ機会だなど、おれのところにはもう後継者おらんと、農地預かってほしいなど。そんなようなええ機構ができ

へんのかなと、そういう思いが浮かんできているのではないかなと思います。いずれにいたしましても度会町の農業者の数は減ってくる。このときに農地を、そして経営客体をどうするのか、その担い手や後継者が見つからない経営客体をどうするのか。担い手が間に合わない、そのときに、この手放す農地をこの新しい機構へ預かっていただけるのかどうか。そのような度会町は対応をしていただけるのかどうか。そういうビジョンを示し、誘導することも行政の務めだと思いますけれども、この点につきまして、もう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） 先ほどの質問の中でかみ合わないという場所がありました。これは、私が答弁をしていないのでかみ合わなかったと思うんです。これは、私は思いは同じなんです。今、この場の公の場で発言は避けたいと思いますけど、個人的な思いで言わせていただきますが、政府の中山間地云々のことも、これもこれからしっかり検討をしていきたいとは思っています。ただ、政府が出す民主党さんのときの農業者戸別所得補償制度から云々、特に遡って減反制度とか、ずっときておりますけれども、名前は変わっているんですけど、先ほど中身といいましたけど、中身が伴わないやつが多いので、私は登議員さんはここやと思ったと思います。私は、またかというところの中で、ちょっと引きながらいいことにつながればいなということで、この中山間地域の機構の数千億円の使いどころを注視しながら勉強してまいりたいと、このように思っております。

したがって、先ほど国が決定という言葉で、私が全く第三者的な発言をしたようにとられておるか、とられかねないかと思いますが、そういう意味ではございませんので。国の策が決定すると、地方が動きづらい政策もあるというのが、私が首長になってすごく経験をしておりますので、そういう面では、先ほど言いましたように地域主権として、時には国の方にこうではありませんかということも言わないかなのかなという思いできておりますので、この制度としてはすばらしいもので、当然、まだ、こういう制度が出てきます。特に、大きなまちづくりのプロジェクトができる、国の政府の案というのは、内閣府が出るにしろ、総務省が出ても、漠然としております。彼らも様子を見てるんじゃないかと思っておりますので、それに食らいついてすぐ飛び乗るということも大事だとは思っていますけど、ロケットスタートをとる前に、この政策につきましては、慎重にいきたいと思いますので、勉強しながら担当課にも、これを取り寄せて、必要があれば県の方へわからない部分というのは、必ずあるんでこの制度は。そこの部分を一つ玉虫色的な制度で出していたかかないようにいきたいと思っておりますし、特に、何千億円という規模であっても、制度によって絞られる場合もありますので、この内容をしっかり吟味して、前向きに考えていきたいと、こういう答弁で一つ御理解をいただきたいと思っています。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 登喜三雄議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

とにかく国の施策に対しまして、町も敏感に受けとめていただきまして、ビジョンを示していただきたいと思います。手をこまねいておりますと、やはり「ムラ」が崩壊することにつながっていくのではないかなと危惧をいたします。

それでは、最後の3点目の質問をさせていただきます。

自立する行政組織のあり方について、お伺いをいたします。

人口減少、少子高齢化が進む中で、度会町は果たして「集落を中心とするコミュニティを守ろうとするのか」それとも、棚橋、大野木、葛原など、商業集積地を核とする、いわゆる田舎における「コンパクトシティ化を目指すのか」また一方、伊勢市を中心市とする「定住自立圏の構築」が予測されております。いずれにいたしましても、的確に将来を読み取る力が必要となってまいりました。

しかし、今の度会町の行政機構では、新しい時代の要請に対応する陣容が整っていないように思われます。前述いたしました二つの課題、「風力発電」とか、「農業の成長戦略」等々のほかにも、当然いろんな課題を抱えております。健全な財政を運営する必要があるんだ。「防災・震災対策」また町長が力を入れようとしております「道の駅対策」また、まだまだ満足のない「心身障害者対策」「買い物難民、老老介護、独居老人対策」「雇用の場の確保・若者定住対策」「国民健康保険の県営化対応」「県道の冠水対策」「町管理河川の荒廃対策」「水道の企業会計化対策」「生徒・児童の学力、体力・豊かな心の向上対策」「学校教育・社会教育・公民館活動のインフラ整備」等々。町民皆さんの幸せのための課題には、事が欠きません。

一方、職員の皆さんも日々の業務に事を欠かない状態でございます。むしろ飽和状態にあるように見受けられます。全体として実施してきた人員削減の影響があらわれようとしているのではないですか。先ほど福井議員さんの質問の中で、町長がお答えになりました。百何人から九十何人への人員削減、行政改革。私はこれは、一方ではそのように課題の解消に向けてのまちづくりのための人員削減の影響があらわれてきているのではないかなと、このような見方をしております。

このままでは課題は放置され、10年後の度会町が心配です。自立できる度会町。自立できる自治体を目指して、新しい行政組織のあり方を考えるときがきているのではないか。町長はいかにお考えですか。お伺いをいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、ただいまの登議員さんの質問、自立する行政組織のあり方についてでございます。

まず、最初に二つの課題ということで、集落を守るのか、田舎におけるコンパクトシティを目指すのかという質問ございましたけども、これにつきましては、先ほど棚橋、大野木、葛原地区のこともございましたけれども、私としては、竹を割ったような結論が、仮に10年後を見据えてもどちらにいくというような結論が出ませんので、申しわけなく思います。ただ、どちらもメリット、デメリットがあるのは事実でございますので、私としては、当町を理想的には自然の環境を守りながら、自然と闘いながら住んでいる方々の幸福感が味わえ、また、幸福感のムードが漂うまちづくりを目指して、第6次総合計画を立てた以上、そのとおりではないですけども、目指すところとしては、宮川の清流と緑と笑顔の輝く身の丈相応なまちづくりというのを基本ベースにして、時には花火を上げていくということが必要だと考えておりますので、この田舎におけるコンパクトシティというので、私もあまり聞きなれた言葉でございませんので、勉強させていただこうと思ひまして、いろいろと読ませていただきました。やはり理念が非常に膨大でございますし、特に、この今の世の中におけるコンパクトシティ、この経緯といいますか、沿革史を見ますと、20世紀からやはりヨーロッパ各国、いろいろなところで続いているまちづくりでございますし、今の国の制度とか、補助金、交付金、自民党になってから今度は、また交付金がちょっといかがに思いますけれども、特定な一定の目的の補助金に、全部が変わろうとしておるんやないかという思いもございしますが、そんな中で、やはりまちづくりということを考えますと、度会町は中山間地域ですので、特に、集落を守るというのは、ふだん、議員さんがよく言われていることだと思います。これは、私も同じで集落は守りたい。しかしながら、先ほどいわれたように農業者の後継者いない。若者が定着がないというのは、非常に空洞化の時代をなかなかできないので、施策はやはり打っていかないかんといい中で、やはり田舎におけるコンパクトシティというのは新しい大野木とか、そういったところのお話を、そういった伊勢市を中心に考えた。そういうコンパクトシティのような制度とか、交付金があれば、それに乗っかって、各論的にやはり取り上げて進めていくべきかなと思っております。

総合的な、今、議員さんに、こういう総花的に、たくさんこれ二つの課題のほか、健全財政から云々、ずっと上げていただきましたが、これはもう全て、今、進行中のところもあれば、志半ばもあれば、これからやりたいということもあれば、もう全て度会町だけじゃないんです。地方自治体の中山間地域の問題点を全て上げていただいて、本当にありがたいとは思っておりますけれども、この中で、やはり予算というものと、財政がございしますので、焦らずに一つ一ついきたいということで、進めていきたいと思ひますので、そういう意味では、身の丈相応でやっていかなあかんという構想でございします。

特に、ちょっと前後しますが、道の駅という私の構想は、この田舎におけるコンパクトシティを目指すというところの中への、お仲間に入れていただけるような構想ではないかと、伊勢市という市を中心に、田園都市構想というのなかなか難しいと思います。病院を統合してどうするというのは、お金もかかります。しかしながら、一つの努力として、主要地方道のサニーロードをあのままほっといてはいけないんじゃないかということで、大きな目を見たまちづくりでは、やはり今年式年遷宮が62回を迎えておりますので、既にもう10月にきておりますけども、やはり今後のことを考えると、そこからやはり集客力が落ちていくというのは、データも出ておりますので、そういったことを伊勢市だけやなしに、近隣町村が考えて南伊勢志摩地域の活性化につなげていくという拠点、起爆になり得るんじゃないかと、ひいては、度会町も全町民の利益ということにはなりませんけれども、それなりの道の駅の役割を果たせるべきじゃないかというのも、やはりコンパクトシティの概念の中で捉えてもいいんじゃないかと思うんです。制度の中へ入ってて、制度を利用するというんやなくして、こういった道の駅という別の構想の中で、そういうところへまちづくりを進めていくということも必要ではないかと思っております。

そして、定住自立圏構想というのは、非常にこれも国の崇高な理念のもとに打ち出された。中身を言いますと、理念を読みますと、素晴らしい国策に歩みは違いございません。ただ、これを各市町が、今度、複数以上の市町が議員さんの議決の承認を得て、度会町も参加するわけですが、単なる予算取りに終わらずに、しっかりとした定住圏構想から意見が、それぞれ温度差がありますけども、一つでも一致する、伊勢市と一致するような広域連携の事業に発展することを目指していきたいと、こういう方向で思っております。

それから、二つの課題以外に、先ほどもいいましたように、総花的にたくさんの施策を上げていただきましたけども、時間の関係上、このことにつきましては、質問の大きな意味は三つの課題の行政組織の自立についてでございますので、これは施策については、触れることはしないと思いますが、できましたら、議員さんをお願いしたいのは、この中の総花的に上げられた中での、きょうの三つの質問の中で、一つ一つをできたら絞って一つ私に質問をしていただけると、お答えがもう少し簡明で、住民の皆さんにも、分かり良いんじゃないかと思っておりますので、一つまた、この今の総花的に上げられた中でも、今後、一つ課題を挙げて、一つシビアな突っ込みをお願いしていただきたいと、このように思っております。

そして、またまちづくりにつきましては、現在の行政組織の中で、各課題の解決に向かって、私がいつも申し上げております。一つ一つの着実な推進であって、そんな中で、行政組織についての改善が必要であれば行いながら、テンポの速い時代の流れに対応していくというのが、議員さんのおっしゃる自立可能な自治体を目指

すことだと、確心をしております。

そして、御指摘のように、私も同じような考えを持っていることが、1点ございますが、人員削減の行革の、先ほどの福井議員さんの質問がございましたけど、この影響が出るとんやないかといわれると、本音をなかなか首長が言えないんですけども、個人的な思いとしては、非常に行革も大事ですけど、私はもともと行革というのは必要があれば切らなきゃいけないという信念でおりますので、今回の国のほうにはお答えを十分できなかったのが、非常に申しわけないとは思っておりますけれども、そういった角度もございます。私の個人の思いもございます。そんな中で、仕事をしていかなきゃいけない。人が要る。人は削減の方向へいく。行革で切らないかん。財政上はそこを減らさないかん。実際上は人がおらんといい、先ほど言われたコンパクトシティの取り組みというのは、非常に大きな構想計画だと思いますので、これはもう本当にプロジェクトチームを組んでやるぐらいのことだと思います。これをやって、一気に度会町がよくなるというのであれば、行政組織を根本的に変えて、取り組んでいかなきゃいけないと思いますが、国のこの果たして、こういった一つの提案が、果たしてそこまで地域を思っていたらいてやっておって、継続が見えているんかということになると、まだまだ見きわめも必要だと思いますので、やはり一旦制度に手を挙げてしまいますと、下げることができませんので、そういったことでは慎重にいきたいと思っております。

そして、またこの削減の影響があらわれとしているというのを、あらわれているのではないかと、私は思っておるんですけども、しかしながら、先ほども福井議員さんの質問にお答えしましたが、やはりまず住民の皆さんのことを考えると、まだまだ皆さんの、住民の皆さんの投書には、役場の職員は云々という御意見が多ございまして、中身の中のまちづくりの本当の原点というのが見えてないというのが、我々が非常に不徳のいたすところでございますが、やはりもっと周知をしなきゃいけない。住民の皆さんに理解がしていただけるようなことをやらなきゃいけない中、ふれあいトークぐらいではまだまだなんだなという思いを持っております。したがって、これから、この行政の組織につきましては、必要な部分につきましては、機構の一部改革とか、そういうことはあり得るかもわかりませんが、今の段階では職員にも、先ほど言いましたように信頼される像になるように、自分が給料をもらっていったら、おれは給料、私は給料をもらうだけの仕事をしているんだと言えるような職員像になっていただきたい。アクティブな職員になっていただきたいというのを、職員にも朝礼等では話しておりますので、そういった中で、この行政組織の中の組織づくりというの、今後、そういう自立可能な自治体につながるような組織づくりを目指していきたいと考えています。

それから、10年後の度会町が非常に心配であると。これは私も今年で65になりま

すので、とても心配でございます。しかし、自分は心配する方におってはいけないんであって、心配しながら何かの策を出さなければいけないということで、自分の焦りもございますけども、やはり後世に伝えるべき、子供は宝ですので、伝えていく行政というのを継承をつなげる行政をやっていきたいと思っております。

ただ、また国のことをいって申しわけないんですけども、個人的な思いでございますけれども、10年先というのをよく内閣も、全て言われますけど、最近の内閣というのは3年を境にしてか、短命内閣が多ございます。例えば、この間の骨太あるいは、きのうの決められたことなんかでも、10年という先を備えて政策、理念持ち出されても、途中で見直ししてしまうとか、きのうはまた道州法の話があって、5カ年ということをやって、また変えるという形で、10年をしっかりと見詰めながら、10年を決めたら10年行ってくださいと言いたいんですけど、それぐらい時代が、テンポが速いんだと思います。

私はあくまで10年というよりも、自分の任期が4年でございますので、5カ年計画ぐらいをしっかりと見据えてやっていくのが、地方自治体の方にとってはいいんじゃないかと。そして、総合計画も10年になっておりますけれども、あの中では前期後期に分かれますけれども、10年というのは、非常に10年一昔じゃなしに、もうこのごろ、1年一昔になってきておりますので、できたら国地方自治体ともに、私の個人的な意見でございますが、5カ年計画ぐらいでもっとシビアな、住民に答えが少しでも出せるような計画のような行政機能といいますか。そういうつくりをしていくところを目指すべきではないかと思っておりますので、これはもう当町としては、私が今、首長でございますので、そういった組織ができるのであれば、ルールの中で一つ努力をしていきたいなというのが、私の本音でございます。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登喜三雄議員。

○3番（登 喜三雄） 私がいろんな課題を総花的に上げさせていただきましたのは、決して、この場でそれぞれの課題について、議論をしようという気持ちで上げたのではないです。職員の皆さんがこんな大事な課題をいっぱい抱えとる。手からこぼれるほど持とる。そこへ町長が道の駅というようなビッグプロジェクトを提案された。これは大変やなというようなところがありまして、今日のこの町長の答弁の席は、道の駅のこの宣伝に使われたようなところもあるのではないかなと思って、ちょっとこれはやられたかなと思っているところもあるんですけども。

私がお話をしたかったのは、職員の足らざるところを補うには、もちろん職員の皆さん方の自己啓発、能力アップ等も必要なんですけれども、やはり外部の力を借りるしかないのではないかと。行革が必要だ。職員を減らさなければいけない。そのような中で、やっぱり足らん。足らないところは外部の力を借りようではないか。

幾つかの考えがあるんです。一つだけ、私がお話をさせていただきたいと思います。

一つは、各課の業務を進めていく上で、既に今、組織化されております既存の各種の会議や審議会。これらの改革を行うことが、その一つの打開策につながるのではないかなと思います。例えば、先ほども申し上げましたけども、防災会議とか、農業再生会議、これは会長さんが中村順一さんでございます。いろんな会議があるわけなんですけども、これらの会議等に職員の取り組めないでいる行政課題の改革をプログラムしていく。町長は、この農業施策でも、国の指導があつて頭を抑えられとる中での議論にしかないということなんですけども、町長が会長や議長も務めることなく、自由に活動いただきまして、事務局機能につきましても、もちろん少しは予算の伴う話になってまいりますけれども、事務局機能もみずからの会が持っていただく。そのようなことを幾つか、私も思いがあるんですけれども、一つ職員が足らんとところを補っていただくには、そういった会議の活性化が必要ではないかと、一つ助けていただけるのではないかなと思います。

ふれあいトーク等でやられます提案に匹敵するものが、こういった自由な会議の中から出てくるのではないかなと思います。時代の要請に応える組織をつくり、副町長をはじめ、職員を動かせるのは町長の執行権に委ねるところです。町長の専権事項でございますけれども、組織が人をつくるとも言われておりますように、新しい組織によって職員の皆さんの行政力の向上にもつながるものと信じます。今日は時間の制約もありまして、問題の提起にとどまったようでございます。度会町のよき将来に向けて、町長の手腕に期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村 忠彦） 以上で、登喜三雄議員の質問を終わります。

これもちまして、一般質問は終わります。

暫時、休憩をいたします。

(10時24分休憩)

(10時38分再開)

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員長 審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 牧 幸作議員。

○予算決算常任委員長（牧 幸作） 報告いたします。予算決算常任委員会に付託されました、議案第31号 平成25年度度会町一般会計補正予算（第1号）、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度 度会町一般会計補正予算

(第7号))、以上、2議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。以上で、報告終わります。

- 議長(中村 忠彦) ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。ごさいませんか。質疑ごさいませんか。

(「なし」の発声あり)

- 議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。続きまして、総務教育常任委員長より報告を求めます。総務教育常任委員長 八木 淳議員。

- 総務教育常任委員長(八木 淳) 報告いたします。総務教育常任委員会に付託されました、議案第33号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例について、議案第34号 度会町税条例の一部を改正する条例について、議案第35号 度会町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例について、議案第36号 度会町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))、以上、5議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。以上で、報告を終わります。

- 議長(中村 忠彦) ただいまの総務教育常任委員長報告に対する質疑を行います。ごさいませんか。

(「なし」の発声あり)

- 議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。総務教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。続きまして、産業福祉常任委員長より報告を求めます。産業福祉常任委員長 木本タエ子議員。

- 産業福祉常任委員長(木本 タエ子) 報告いたします。産業福祉常任委員会に付託されました、議案第32号 平成25年度 度会町介護保険特別会計補正予算(第1号)、議案第37号 度会町新型インフルエンザ等対策本部条例について、以上、2議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告をいたします。以上で報告を終わります。

- 議長(中村 忠彦) ただいまの産業福祉常任委員長報告に対する質疑を行います。ごさいませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

産業福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

これで常任委員長報告を終わります。

◎討論（議案第31号～議案第39号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第31号から議案第39号についてを議題とし、討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第31号から議案第39号までの討論を打ち切りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決（議案第31号～議案第39号）

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第31号から議案第39号についてを採決いたします。

議案第31号 平成25年度 度会町一般会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。よって議案第31号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第32号 平成25年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。よって議案第32号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第33号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。よって議案第33号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第34号 度会町税条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第34号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第35号 度会町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第35号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第36号 度会町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第36号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第37号 度会町新型インフルエンザ等対策本部条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第37号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第38号 専決処分の承認を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第38号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第39号 専決処分の承認を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。よって議案第39号は原案どおり可決されました。

以上、議案第31号から議案第39号までの9議案は、全て原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について(議会運営委員会)

日程第5 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。よって、委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、平成25年第2回度会町議会定例会を閉会いたします。

(10時48分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員